

週休 2 日に取り組む工事における 週休 2 日取得の達成状況確認方法の運用（案）

1. 用語の定義

四角囲み：本省通知

赤字：更新箇所

○対象工事である旨等の明示

- ・週休 2 日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。

【解説】

- ・公告時に入札公告、入札説明書、特記仕様書の 3 点に明示していない工事は費用計上の対象とならない。
- ・令和 3 年 3 月 31 日までに入札手続きを開始（具体的には公告）した工事については、令和 2 年度試行の適用対象となり、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始（具体的には公告）した工事については、令和 3 年度試行の適用対象となることに留意すること。

○対象期間

- ・工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。※ただし、交替制モデル工事については、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間も対象期間に含む。

【解説】

- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営または起工測量等の準備工事）に着手した日をいう。
- ・工事完成日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や工事完成日の後に行う現場事務所（工事施工範囲外）や会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、週休 2 日の対象期間外とする。

○現場閉所

- ・巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

○4週8休

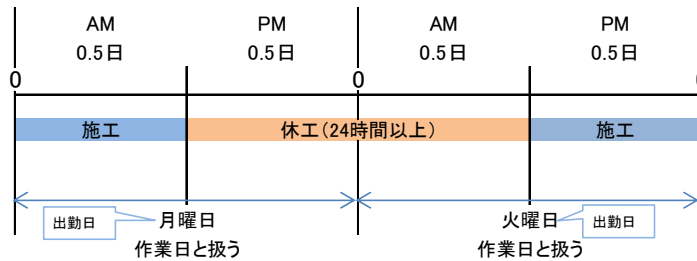
- ・対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

【解説】

- ・現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態をいう。
- ・現場巡視等の作業を伴わないものは、本省通知の「巡回パトロールや保守点検等」に該当するため、現場閉所とする（出来形計測等は不可）。
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。
- ・地域貢献等として、工事施工箇所以外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等については、現場閉所と扱うものとする。
- ・現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員を配置するものの、その他一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所と扱うものとする。
- ・現場閉所日については、作業条件等により異なるため、土日・祝日に限る必要はなく、事前に受発注者で工程調整部会等において調整すること。

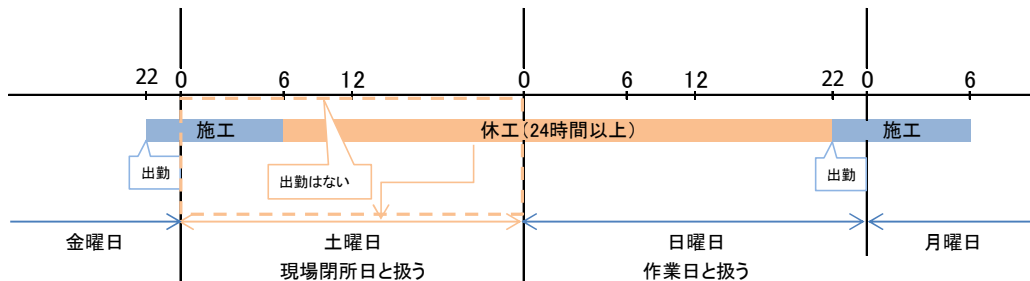
（半日、夜間の基本的な考え方）

- ・半日単位での現場閉所は認めないものとする。



上記の場合、月曜日・火曜日ともに『出勤』するため、24時間以上の連続した休工を行っても閉所日ではない

- ・夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保出来れば、その曜日を現場閉所日とする。



上記の場合、土曜日は『出勤』せず、金曜日継続作業完了後（土曜日の6時）、24時間以上の休工を確保できているため、閉所日として扱う

(その他の考え方)

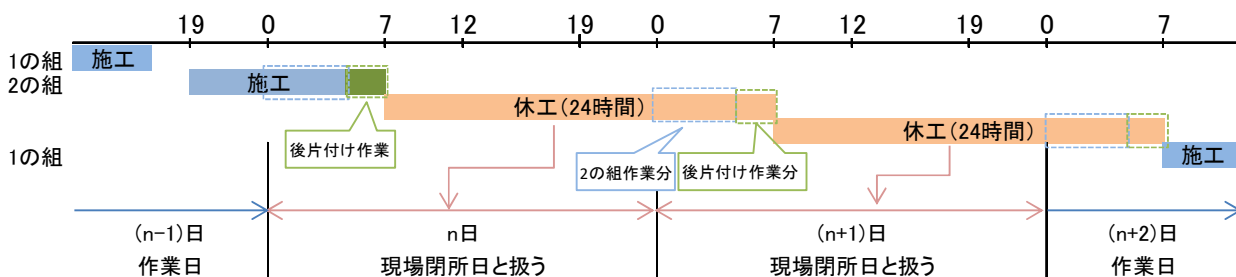
- ・工事特性に応じて判断する事例として以下が挙げられる。

(1) トンネル工事

1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

※切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。

2) 2方施工の2の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後24時間もしくは48時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



※なお、トンネル工事に限らず、2方施工の工事は、同様の扱いとする。

(2) ニューマチックケーソン工事

1) 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

(3) 道路維持工事、作業等

1) 現場閉所日に緊急対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うこととする（発注者の指示によるため）。

2) 道路巡回のみを行いその他一切の工事を行わない日は、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、道路巡回員が各社の就業規則等に基づき週休2日相当の休日確保していることを別途確認すること。なお、道路巡回については、週休2日の補正の対象にしないものとする。

2. 週休2日の確認方法

2-1 受注者決定後の流れ

- ・発注者は受注者決定後速やかに「施工条件確認部会」を開催し、最新の施工条件（関係機関協議進捗状況・完了予定時期等）を受注者に説明するとともに、「クリティカル工程共有表（CCS）」に工程に影響を受ける期間等を記入し、受注者に提出する。
- ・受注者は、これを踏まえ、「クリティカル工程共有表（CCS）」を作成する。
- ・受注者は、「クリティカル工程共有表（CCS）」の週休2日（現場閉所）計画欄に現場閉所予定日を記入する。
- ・受注者は、工事工程において現場閉所の考え方及び現場閉所日（計画）を設定し、週休2日取得の確認方法を受発注者で決定する。

※「施工条件確認部会」および「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。

2-2 具体的な設定とその確認

- ・発注者は、受注者が設定する現場閉所計画を以下の点に留意して確認する

①対象期間（工事着手予定日から現場完成予定日のうち、年末年始6日間・夏期休暇3日間等を除いた期間）内に4週8休・4週7休・4週6休相当の現場閉所日を設定しているか。**※ただし、交替制モデル工事については、年末年始6日間、夏期休暇3日間も対象期間に含む。**

$$\text{現場閉所予定日数} \geq \text{当初対象期間から算出される現場閉所日数} \\ (= \text{当初対象期間} \times 6 \sim 8 / 28)$$

②対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はない。現場閉所の計画について疑義がある場合は、技術管理課基準第一係へ相談すること。

③以上を踏まえ、受注者から提示された現場閉所の考え方及び現場閉所日、週休2日取得の確認方法について双方合意の上、決定する。

2-3 施工中の確認方法

- ・施工中に工事工程に変更が生じた場合や対象期間が変更となった場合は、工程調整部会にて「クリティカル工程共有表（CCS）」を用いて、受発注者にて現場閉所予定を確認すること。
- ・工程調整部会の開催については下表のとおりとする。

	発注者指定方式	受注者希望方式		
		通常型	工程共有強化型	工程調整標準型
H30	必要に応じて開催可能	必要に応じて開催	月1回以上の開催を必須	-
R1~ R2	①工事契約後、施工前までに1回 ②その後、必要に応じて開催可能	-	-	①工事契約後、施工前までに1回 ②2~3ヶ月に1回を目安に受発注者どちらからでも書面で申し出があった場合に開催
R3	①工事契約後、施工前までに1回 ②その後、必要に応じて開催可能	-	-	-

※H30～R2の発注方式は参考記載（R3年度は、原則全ての工事で発注者指定方式で発注）

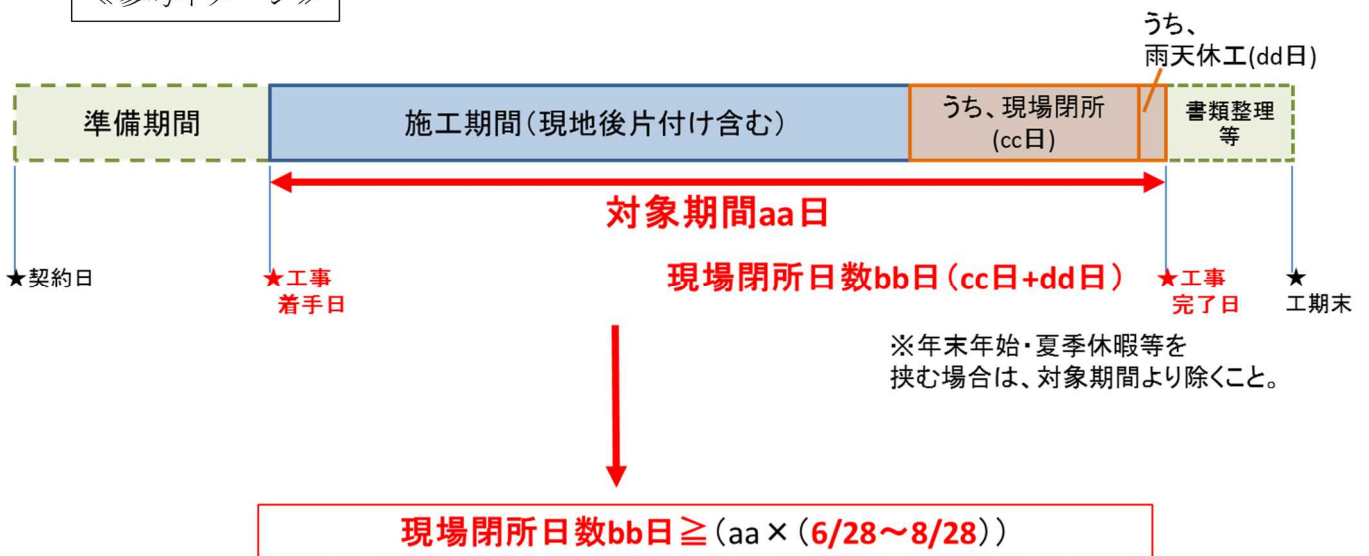
2-4 実施結果の確認

- ・受注者が工程調整部会資料として作成する「クリティカル工程共有表（CCS）」の「週休2日（現場閉所）実施欄」に最終的な現場閉所実施日を記入する。
- ・発注者は受発注者間で定めた確認方法にて、対象期間から週休2日（4週8休相当）の現場閉所実施日数が確保されたか確認する。

現場閉所実施日数 ≥ 実施対象期間から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間×6~8/28)

- ・工期が複数年にまたがる工事においても、対象期間（工事着手日から工事完了日）から週休2日（4週8休相当）の現場閉所実施日数が確保されたか確認する。
- ・施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本とするが、やむを得ず、異なる日を現場閉所日とする場合は、別途技術管理課基準第一係に相談すること。

《参考イメージ》



— 以上 —